

「泉南市避難行動要支援者避難行動支援プラン(案)」に対する市民意見と泉南市の考え方

泉南市避難行動要支援者避難行動支援プラン(案)に対する市民意見等を募集した結果、2人の方からご意見が寄せられました。寄せられたご意見に対する泉南市の考え方等は、以下のとおりです。

1. 募集期間 平成27年11月19日(木)から平成27年12月18日(金)
2. 提出方法 郵送、FAX、電子メール、又は危機管理課へ持参
3. 提出者数 2人
4. 意見件数 5件

【寄せられた意見及び泉南市の考え方】

No.	市民意見等の趣旨	泉南市の考え方
1 (P3)	第1章4 推進体制 避難行動要支援者連絡会議について、「支援体制の整備推進にあたっては、各機関・団体の協力を得ながら進める」とあるが、社会福祉協議会に属していないボランティア団体の知識と技術を活用していただきたい。	「避難行動要支援者連絡会議」は、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を推進するための横断的な組織です。 支援体制の整備については、各関係団体から広く意見をいただくために、市の防災担当部門、福祉担当部門、保健衛生担当部門及び社会福祉協議会が連携を図り行っていくこととしています。是非とも各担当部門へのご意見等をよろしくお願いします。
2 (P6)	第2章4 関係機関・団体の役割⑥ボランティア団体等の記述は、「社会福祉協議会と連携し、…」とあるが、社会福祉協議会に属していないボランティア団体も支援活動を行っているため記述してほしい。	「社会福祉協議会と連携し、」を「社会福祉協議会や地域で活動するボランティア団体と連携し、」に変更します。
3 (P14～15)	第5章3 避難行動要支援者への情報伝達について、情報伝達手段でア～キの列举があるが、防災用広報システムとは何か。 また、防災無線では高齢難聴者や聴覚障害者は聞き取れない手段である。また、テレビ・CATV・広報等に手話通訳や字幕が付かなければ、情報を取得することができない。 来年4月より、障害者差別解消法が施行されるが、日常・非日常の合理的配慮としての手話通訳のワイプ挿入と手話通訳者の派遣・文字放送(字幕)の確保について検	防災用広報システムとは、本市の防災行政無線のことです(公共施設等の60箇所にスピーカ等を設置しています)。 防災用広報システムは、聞き取りにくい等の御意見もいただきますが、東日本大震災の教訓からも防災情報の伝達については、多様な手段を用いることが有効であると示されており、本市においても現状はア～キの手段で対応しています。本制度の運用以降は、地域ぐるみの自主的な情報伝達体制の整備を推進します。 また、避難勧告等の重要な防災情報につ

	討いたきたい。	きましては、大阪府へ報告することにより、テレビ等のマスメディアに一斉に伝達され、テロップ等で情報伝達が行われるなど連携をとっています。 手話通訳については、今後大阪府とも協議の上、検討します。
4 (P14)	第5章3 避難行動要支援者への情報伝達について、一方的に各種メディアを使って伝達するのみとなっているが、情報を受け取ることが難しい視覚・聴覚障害者についても双方向になっていない。一方通行でなく、双方向になるような伝達方法を検討してほしい。	現状は、防災用広報システム、テレビやラジオ、広報車、おおさか防災情報メール等を活用した情報伝達であるため、多くが一方通行の手段となっています。しかし、本制度を推進することにより、今後は電話連絡や直接の訪問等、双方向を基本とする地域ぐるみの自主的な情報伝達体制の整備を進めます。
5 (参考3)	参考3の避難行動要支援者避難行動支援プラン個別計画について、「避難時に配慮しなくてはならない事項」について、「言葉が聞こえない」、「言葉を話すことに不自由がある」の選択肢が欠落している。 言葉が聞こえないことは、周囲と意思疎通できず、避難に必要な情報を得られないことを意味する。また、聴覚障害者には手話という言語があり、手話によれば言葉の理解が円滑に保障されるため、2点を項目に追加していただきたい。	「災害時に配慮しなくてはならない事項」の再検討を行い、下記のとおり変更します。 ☐立つことや歩行に介助を要する(☐支えが必要 ☐杖・歩行器 ☐車椅子 ☐担架) ☐コミュニケーションに支援を要する(☐大きな声 ☐筆談 ☐手話 ☐絵カード・写真) ☐視覚的な支援を要する(☐移動介助 ☐音声による情報提供 ☐代筆・代読) ☐言葉や文字の理解、危険を回避することに支援を要する ☐認知障害のため配慮が必要 ☐その他 また、あらゆる項目を個別に記載できないため、選択肢以外の事項については、その他欄に記載していただくこととしています。